文
 書
 番
 号

 令和
 年
 月
 日

財務大臣 殿

〇〇財務局長 氏 名

令和〇〇年度国有財産増減及び現在額報告書等の提出について 標記の件について、下記のとおり提出します。

記

(1)	国有財産増減及び現在額報告書	1部
(2)	国有財産増減事由別調書	1部
(3)	国有財産無償貸付状況報告書	1部
(4)	国有財産無償貸付状況事由別調書	1部

(日本産業規格 A4)

(注)財務局には、福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以下、別添書式において同じ。

(計算書等の名称) ①国有財産増減及び現在額計算書

②国有財産増減事由別調書

③国有財産一件3億円以上増減調書

④国有財産無償貸付状況計算書

(証明年度) 令和〇〇年度分

(証明責任者の官職及び氏名)

○○局長 ○○ ○○

(提出年月日) 令和〇〇年〇〇月〇〇日

(整理番号)

(注) (整理番号)については、同時に2枚以上の電磁的記録に係る記録媒体を提出する場合に記載する。

別添3(作成例)

文 書 番 号 令和 年 月 日

会計検査院長 殿

証明責任者の官職 〇〇財務局長 氏 名

令和〇〇年度国有財産増減及び現在額計算書等の附属証拠書類 の提出について

計算証明規則第 65 条及び第 66 条の規定により下記の書類を提出します。

記

- (1) 国有財産増減及び現在額計算書附属証拠書類 〇冊
- (2) 国有財産無償貸付状況計算書附属証拠書類 〇冊

(日本産業規格A4)

(注) 附属証拠書類の一部を電磁的記録により提出するときは、電磁的記録の枚数を付記する。

(計算書等の名称) ・国有財産増減及び現在額計算書附属証拠書類

• 国有財産無償貸付状況計算書附属証拠書類

(証明年度) 令和〇〇年度分

(証明責任者の官職及び氏名) ○○局長 ○○ ○○

(提出年月日) 令和〇〇年〇〇月〇〇日

(整理番号)

(注) (整理番号)については、同時に2枚以上の電磁的記録に係る記録媒体を提出する場合に記載する。

令和 年度 国有財産(合同宿舎)増減見込表

区分									財	務局名		
口应夕又は	種目 増減		括日	括日 描述	数量		増額			減額		
口座名又は 物件の所在	構造	事由	単位	数量	数量(延 べ面積)	価格	数量	数量(延 べ面積)	価格	備考		
						円			円			
計												
										ページ		

記載要領

- 1 国有財産見込現在額報告書の添付書類として当該年度間における国有財産の増減見込及び翌年度間における国有財産の増減見込について作成すること。
- 2 区分ごとに別葉とすること。
- 3 「口座名又は物件の所在」欄に記入する場合において、増減事由が「新築」の建物 及び「新設」の工作物については都道府県別(北海道にあっては財務局(直轄)及び 財務事務所別)にとりまとめて記入することができること。
- 4 「種目、構造」欄は、「立木竹」については種目、「建物」については構造(W、B 及びRCの別)を記入すること。
- 5 建物の数量については、建面積を「数量」欄に、延べ面積を「数量(延べ面積)」欄 に記入すること。
- 6 「備考」欄には、本表作成時における増減見込の進行状況及び増減予定年月のほか、 増減事由が「所管換」及び「所属替」にあっては相手方省庁名を、「交換」にあって は相手方名称を、「整理替」、「移植」、「移築」及び「移設」にあっては「〇〇口座より」 又は「〇〇口座へ」を、また、増減事由が「新築」の建物及び「新設」の工作物につ いて上記3により記入したときは積算基礎の概要を記入すること。

 文
 書
 番
 号

 令和
 年
 月
 日

会計検査院長 殿

(財務大臣経由)

〇〇財務局長 氏名

国有財産(合同宿舎)の亡失報告書の提出について

国有財産の亡失について、会計検査院法第27条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

	記載事項	記入の方法
(1)	庁名	財務局名を記入する。
(2)	当該亡失財産の維持管理者の官職氏名 及び任免年月日	維持管理者を記入する。 亡失発生時の維持管理者と報告時の 維持管理者とが相違する場合は、両
(3)	監督責任者(国有財産事務分掌官)の 官職氏名及びその管理期間	者を併記する。 財務局長名及び就任期間を記入す る。
(4)	亡失の日時及び場所	場所の次に口座名を()書きする。
(5)	亡失した物件の区分、種目、数量及び 価格	国有財産台帳記録事項を記入する。
	国有財産台帳記録事項 区分 種目 数量 価格 m 円	
(6)	亡失の原因となった事実の詳細	
(7)	平素における管理状況の詳細	
(8)	亡失の事実発見の端緒及び事実発見後 の措置	
(9)	国が被った損害の補てん状況	
(10)	亡失による損害につき損害賠償請求の 訴えを提起したときは、その年月日及 び訴訟の進行状況	
(11)	亡失に関連して公訴が提起されたとき は、その年月日及び訴訟の進行状況	
(12)	職員その他関係者に対する懲戒処分等 の状況	

(注)本報告書は、計算証明規則第65条第2項に規定する証拠書類となるべき調書に代えることができる。